

府内産農産物継続生産支援事業のご案内 ※(6月25日現在)

新型コロナウイルス感染症の影響により、販売額が減少する等の影響を受けた農産物の再生産に向けた取組に対し支援を行います。

<事業内容>

事業実施主体

3戸以上の府内の販売農家で組織する団体
(JAの品目別部会、集落営農組織、構成員3戸以上の法人等)

対象作物

野菜、茶、花き・花木のうち右表に記載されている品目

補助率及び補助額

補助率:定額
補助額:以下の式で算出

$$\left(\begin{array}{c} \text{支援} \\ \text{単価} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{事業実施主体の構成員*による} \\ \text{当該品目の作付面積**の計} \end{array} \right)$$

※ 収入保険に加入済又は今後加入することを確約した者に限ります。

※※ 令和2年12月以降に販売した対象品目の収穫済又は収穫中の面積、若しくは作付面積となります。

補助申請・補助金の流れ

実施主体



府

※ 申請にあたってはJAや市町村の皆様のご支援及びご協力をお願いします。

申請スケジュール

対象となる出荷期間	募集期間
令和2年12月～ 令和3年3月	8月11日(水) 〆切
令和3年4～5月	9月以降開始予定

注意事項

- 第4次高収益作物次期作支援金(国)の申請と重複して申請することはできません。
- 1ほ場当たり1回のみでの支援となります。昨年6月補正で支援を受けた農地を再び申請に含めることはできません。同様に昨年6月補正で支援を受けた方が、同じ品目で再度申請することはできません。

支援単価 30千円/10a

対象品目となる条件

令和2年12月以降において、次のいずれかを満たす場合に支援対象

(1) 卸売市場における売り上げが令和元年同月(ただし1月は前年同月)比2割以上減少した品目

→ 対象品目は毎月の市況を基に情報を公表します
なお現時点で条件を満たす品目は下表のとおり

(2) 契約栽培等を行った場合の販売金額、販売数量、入園者数のいずれかが令和元年(ただし1月は前年同月)比2割以上減少した品目

→ 申請時に証拠書類の添付が必要です

作物	品目
京野菜	<u>みず菜、とうがらし(伏見、万願寺)、えびいも、壬生菜、キャベツ、きゅうり、トマト(含むミニトマト、ミディトマト)、京たけのこ、京はたけ菜、聖護院だいこん、聖護院かぶ、ブロッコリー、かぼちゃ、金時にんじん、玉ねぎ、ピーマン、ごぼう(堀川ごぼう含む)、だいこん、春菊、こかぶ、甘藷</u> (下線は第4次高収益作物次期作支援交付金(国)の対象品目) ※今後追加の可能性があります
花き・花木	<u>切り花類、鉢物・花壇苗、花木</u>
茶	※今後追加の可能性があります

【申請の流れ】

- ①3名以上で構成されているJA部会等で相談の上、申請書を作成
・様式は広域振興局や農産課HPから入手してください
・申請書の書き方等はJA営農担当者等の指導を受けてください
- ②申請書に交付対象となる農地の面積が明記された資料を添付し、期限までに最寄りの府広域振興局(農産課)へ提出
- ③交付決定の通知がきたら、30日以内に対象品目を販売したことを証明する書類(販売代金精算書等)を添付し実績報告書を提出

[お問い合わせ先] 京都府農林水産部農産課 TEL:075-414-4967 山城広域振興局 TEL:0774-21-2392

南丹広域振興局 TEL:0771-22-0371 中丹広域振興局 TEL:0773-62-2743 丹後広域振興局 TEL:0772-62-4305

この事業の要領(様式)、対象品目などの情報は農産課のホームページをご覧ください。([京都府農産課]で検索)